

平成 27 年 6 月 2 日招集

秩父市議会定例會議案

目 次

議案第 59 号	専決処分について（秩父市税条例等の一部を改正する条例）	1
議案第 60 号	専決処分について（秩父市都市計画税条例の一部を改正する条例）	9
議案第 61 号	専決処分について（秩父市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	13
議案第 62 号	専決処分について（秩父市下水道条例の一部を改正する条例）	16
議案第 63 号	秩父広域市町村圏組合の共同処理する事務の変更及び同組合の規約変更について	19
議案第 64 号	秩父市行政手続条例の一部を改正する条例	21
議案第 65 号	秩父市介護保険条例の一部を改正する条例	24
議案第 66 号	秩父市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	25
議案第 67 号	秩父市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	31
議案第 68 号	秩父市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	34
議案第 69 号	秩父市消費生活条例	36
議案第 70 号	平成27年度秩父市一般会計補正予算（第1回）	39
議案第 71 号	平成27年度秩父市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1回）	42
議案第 72 号	平成27年度秩父市駐車場事業特別会計補正予算（第1回）	45
議案第 73 号	工事請負契約の締結について	47

議案第 59 号

専決処分について

秩父市税条例等の一部を改正する条例については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

平成 27 年 6 月 2 日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

専決処分書

秩父市税条例等の一部を改正する条例については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成27年3月31日

秩父市長 久喜邦康

秩父市税条例等の一部を改正する条例

(秩父市税条例の一部改正)

第1条 秩父市税条例（平成17年秩父市条例第65号）の一部を次のように改正する。

第31条第2項の表第1号才中「法人税法第2条第16号」を「法第292条第1項第4号の5」に、「又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額（保険業法に規定する相互会社にあっては、令第45条の3の2に定めるところにより算定した純資産額）」を「をいう。以下この表及び第4項において同じ。」に、「この表」を「この表及び第4項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 資本金等の額を有する法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）の資本金等の額が、資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合における第2項の規定の適用については、同項の表中「資本金等の額が」とあるのは、「資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」とする。

第48条第6項中「第2条第12号の7の3」を「第2条第12号の7」に改める。

第50条第3項中「第2条第12号の7の2」を「第2条第12号の6の7」に改める。

第57条及び第59条中「第10号の9」を「第10号の10」に改める。

附則第7条の3の2第1項中「平成39年度」を「平成41年度」に、「平成29年」を「平成31年」に改める。

附則第9条の前に見出しとして「（個人の市民税の寄附金控除額に係る申告の特例等）」を付し、同条を次のように改める。

第9条 法附則第7条第8項に規定する申告特例対象寄附者（次項において「申告特例対象寄附者」という。）は、当分の間、第34条の7第1項及び第2項の規定によって控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、第36条の2第4項の規定による申告書の提出（第36条の3の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書の提出を含む。）に代えて、法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（以下この項及び次条において「地方団体に対する寄附金」という。）を支出する際、法附則第7条第8項から第10項までに規定するところにより、地方団体に対する寄附金を受領する地方団体の長に対し、同条第8項に規定する申告特例通知書（以下この条において「申告特例通知書」という。）を送付

することを求めることができる。

- 2 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め（以下この条において「申告特例の求め」という。）を行った申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを行った日から賦課期日までの間に法附則第7条第10項第1号に掲げる事項に変更があったときは、同条第9項に規定する申告特例対象年（次項において「申告特例対象年」という。）の翌年の1月10日までに、当該申告特例の求めを行った地方団体の長に対し、施行規則で定めるところにより、当該変更があった事項その他施行規則で定める事項を届け出なければならない。
- 3 申告特例の求めを受けた地方団体の長は、申告特例対象年の翌年の1月31日までに、法附則第7条第10項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行った者の住所（同条第11項の規定により住所の変更の届出があったときは、当該変更後の住所）の所在地の市町村長に対し、施行規則で定めるところにより、申告特例通知書を送付しなければならない。
- 4 申告特例の求めを行った者が、法附則第7条第13項各号のいずれかに該当する場合において、同項前段の規定の適用を受けるときは、前項の規定による申告特例通知書の送付を受けた市町村長は、当該申告特例の求めを行った者に対し、その旨の通知その他の必要な措置を講ずるものとする。

附則第9条の次に次の1条を加える。

第9条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に地方団体に対する寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合（法附則第7条第13項の規定によりなかつたものとみなされる場合を除く。）においては、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第34条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

附則第10条の2第8項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第40項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第36項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

- 6 法附則第15条第18項に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の3（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第18項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1）とする。

附則第10条の2に次の1項を加える。

10 法附則第15条の8第4項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

附則第11条の見出し中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第11条の2の見出し中「平成25年度又は平成26年度」を「平成28年度又は平成29年度」に改め、同条第1項中「平成25年度分又は平成26年度分」を「平成28年度分又は平成29年度分」に改め、同条第2項中「平成25年度適用土地」を「平成28年度適用土地」に、「平成25年度類似適用土地」を「平成28年度類似適用土地」に、「平成26年度分」を「平成29年度分」に改める。

附則第12条の前の見出し及び同条中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第12条の2中「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号）附則第10条第1項」を「地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）附則第18条第1項」に、「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第13条（見出しを含む。）中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第15条第1項中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改め、同条第2項中「平成27年3月31日」を「平成30年3月31日」に改める。

附則第16条を次のように改める。

（軽自動車税の税率の特例）

第16条 法附則第30条第1項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項及び第3項において「初回車両番号指定」という。）を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第82条第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第82条第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第82条第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

(秩父市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 秩父市税条例等の一部を改正する条例（平成26年秩父市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第1条中秩父市税条例附則第16条の改正規定を次のように改める。

附則第16条第3項中「附則第30条第3項第1号」を「附則第30条第5

項第1号」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「附則第30条第2項第1号」を「附則第30条第4項第1号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「附則第30条第1項第1号」を「附則第30条第3項第1号」に、「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項及び第3項において「初回車両番号指定」という。）」を「初回車両番号指定」に改め、同項を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第82条第2号ア	3, 900円	4, 600円
	6, 900円	8, 200円
	10, 800円	12, 900円
	3, 800円	4, 500円
	5, 000円	6, 000円

附則第1条第3号中「第82条の改正規定」を「第82条第2号アの改正規定（「3, 600円」に係る部分を除く。）」に、「附則第3条」を「附則第3条第1項」に改め、同条第5号中「第52条第1項及び」の次に「第82条第1号の改正規定、同条第2号アの改正規定（「3, 600円」に係る部分に限る。）並びに同号イ及び同条第3号の改正規定並びに」を加え、「附則第4条」を「附則第3条第2項、第4条」に改める。

附則第3条中「第82条」を「第82条第2号ア（「3, 600円」に係る部分を除く。）」に改め、同条に次の1項を加える。

2 新条例第82条第1号、第2号ア（「3, 600円」に係る部分に限る。）及びイ並びに第3号の規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成27年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。附則第5条の表中「附則第16条」を「附則第16条第1項」に、「秩父市税条例の一部を改正する条例」を「秩父市税条例等の一部を改正する条例」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第2条中秩父市税条例等の一部を改正する条例附則第1条第3号及び第5号並びに第3条の改正規定は、公布の日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の秩父市税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の市民税に関する部分は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成26年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第9条の規定は、市民税の所得割の納稅義務者がこの条例の施行の日以後に支出する新条例附則第9条第1項に規定する地方団体に対する寄附金について適用する。

3 新条例附則第9条の2の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

4 新条例の規定中法人の市民税に関する部分は、この条例の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成26年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第10条の2第6項の規定は、平成27年4月1日以後に取得される地方税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第2号)第1条の規定による改正後的地方税法(昭和25年法律第226号。以下「新法」という。)附則第15条第18項に規定する家屋及び償却資産に対して課すべき平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

3 新条例附則第10条の2第10項の規定は、平成27年4月1日以後に新築される新法附則第15条の8第4項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅に対して課すべき平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例附則第16条の規定は、平成28年度分の軽自動車税について適用する。

議案第 60 号

専決処分について

秩父市都市計画税条例の一部を改正する条例については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

平成 27 年 6 月 2 日提出

秩父市長 久喜邦康

専決処分書

秩父市都市計画税条例の一部を改正する条例については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成27年3月31日

秩父市長 久喜邦康

秩父市都市計画税条例の一部を改正する条例

秩父市都市計画税条例（平成17年秩父市条例第66号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「又は第28項」を「、第28項又は第30項から第33項まで」に改める。

附則第13項中「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号）附則第10条第1項」を「地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）附則第18条第1項」に、「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改め、同項を附則第14項とする。

附則第12項中「第11項、第15項から第22項まで、第24項、第26項、第30項、第34項、第35項若しくは第40項」を「第13項、第17項から第24項まで、第26項、第28項、第32項、第36項、第37項若しくは第42項」に、「第28項」を「第30項から第33項まで」に改め、同項を附則第13項とする。

附則第11項中「附則第5項及び第7項」を「附則第6項及び第8項」に、「附則第5項及び第8項」を「附則第6項及び第9項」に、「附則第6項、第8項及び第9項」を「附則第7項、第9項及び第10項」に、「附則第8項及び第9項」を「附則第9項から前項まで」に改め、同項を附則第12項とする。

附則第10項の前の見出しを削り、同項中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改め、同項を附則第11項とし、同項の前に見出として「（農地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例）」を付する。

附則第9項中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に、「附則第5項」を「附則第6項」に改め、同項を附則第10項とする。

附則第8項中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に、「附則第5項」を「附則第6項」に改め、同項を附則第9項とする。

附則第7項中「附則第5項」を「附則第6項」に、「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改め、同項を附則第8項とする。

附則第6項中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成

29年度まで」に改め、同項を附則第7項とする。

附則第5項の前の見出しを削り、同項中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改め、同項を附則第6項とし、同項の前に見出しとして「（宅地等に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例）」を付する。

附則第4項（見出しを含む。）中「附則第15条第34項」を「附則第15条第36項」に改め、同項を附則第5項とし、附則第3項の次に次の1項を加える
(法附則第15条第18項の条例で定める割合)

4 法附則第15条第18項に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の3（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第18項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1）とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の秩父市都市計画税条例（次項において「新条例」という。）の規定は、平成27年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成26年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

3 新条例附則第4項の規定は、平成27年4月1日以後に取得される地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第18項に規定する家屋に対して課すべき平成28年度以後の年度分の都市計画税について適用する。

議案第 61 号

専決処分について

秩父市国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

平成 27 年 6 月 2 日提出

秩父市長 久喜邦康

専決処分書

秩父市国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成27年3月31日

秩父市長 久喜邦康

秩父市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

秩父市国民健康保険税条例（平成17年秩父市条例第67号）の一部を次のように改正する。

第21条第2号中「24万5,000円」を「26万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の秩父市国民健康保険税条例の規定は、平成27年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成26年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 62 号

専決処分について

秩父市下水道条例の一部を改正する条例については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

平成 27 年 6 月 2 日提出

秩父市長 久喜邦康

専決処分書

秩父市下水道条例の一部を改正する条例については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成27年4月21日

秩父市長 久喜邦康

秩父市下水道条例の一部を改正する条例

秩父市下水道条例（平成17年秩父市条例第243号）の一部を次のように改正する。

第17条第3項中「100分の105」を「100分の108」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第63号

秩父広域市町村圏組合の共同処理する事務の変更及び同組合の規約変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、平成28年4月1日から、秩父広域市町村圏組合の共同処理する事務に水道事業の経営に関するなどを加えるとともに、同組合規約を次のとおり変更することについて、議決を求める。

秩父広域市町村圏組合規約の一部を変更する規約

秩父広域市町村圏組合規約（昭和45年埼玉県指令地第761号）の一部を次のように変更する。

第3条第8号イ中「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）」の次に「、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令（昭和43年政令第14号）及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成9年通商産業省令第11号）」を加え、同条に次の1号を加える。

（10）水道事業の経営に関すること。

第19条を次のように改める。

（経費の支弁方法等）

第19条 組合の経費は、組合の事業から生じる収入その他の収入をもつて充て、なお不足があるときは、別表により組合市町が負担する。

2 前項の規定にかかわらず、組合の経費のうち第3条第10号に規定する水道事業に係る経費は、当該水道事業に係る料金、企業債、補助金、出資金、負担金その他の収入をもつて充てる。

3 前項の補助金、出資金及び負担金の負担割合は、組合市町の協議により定める。

別表中「負担区分」を「負担割合」に改め、同表に次のように加える。

上記以外	均等割 25%
	人口割 75%

附 則

（施行期日）

1 この規約は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、埼玉県知事の許可のあった日から施行する。

（準備行為）

2 変更後の規約第3条第10号に規定する事務を共同処理するために必要な準備行為は、この規約の施行前においても行うことができる。

(承継)

3 組合は、秩父市水道事業、横瀬町水道事業、小鹿野町水道事業及び皆野・長瀬上下水道組合水道事業の経営に関する事務並びに当該水道事業に係る財産及び権利義務を平成28年4月1日に承継するものとする。

平成27年6月2日提出

秩父市長 久喜邦康

提案理由

秩父広域市町村圏組合が共同処理する事務に水道事業の経営に関するなどを加えることに伴い、同組合の共同処理する事務及び同組合規約を変更することについて協議するため、地方自治法第290条の規定により提出する。

議案第 64 号

秩父市行政手続条例の一部を改正する条例

秩父市行政手続条例（平成 17 年秩父市条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

「第 34 条」を「第 35 条」に、「第 5 章 届出（第 35 条）」を
「第 6 章 処分等の求め（第 36 条）」に改める。

「第 2 条第 5 号中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第 7 号中「第 32 条」の
次に「及び第 33 条第 2 項」を加える。

「第 3 条中「第 4 章」を「第 5 章」に改める。

「第 4 条中「名あて人」を「名宛人」に改める。

「第 13 条第 1 項各号列記以外の部分中「名あて人」を「名宛人」に改め、同項第 1 号イ中「名あて人」を「名宛人」に、「はく奪する」を「剥奪する」に改め、同条第 2 項第 5 号中「名あて人」を「名宛人」に改める。

「第 14 条第 1 項及び第 2 項並びに第 15 条第 1 項及び第 3 項中「名あて人」を「名宛人」に改める。

「第 19 条第 2 項第 4 号中「ことのある」を削る。

「第 22 条第 3 項中「名あて人」を「名宛人」に改める。

「第 25 条中「かんがみ」を「鑑み」に改める。

「第 28 条中「名あて人」を「名宛人」に改める。

「第 32 条中「この条」の次に「及び次条第 2 項」を加える。

「第 33 条第 3 項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「前項」を「前 2 項」に改め、
同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、市の機関が許認可等をする
権限又は許認可等に基づく処分をする権限行使し得る旨を示すときは、その相
手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。

(1) 当該権限行使し得る根拠となる法令の条項

(2) 前号の条項に規定する要件

(3) 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由

「第 35 条の見出しを削り、同条を第 37 条とする。」

「第 5 章を第 6 章とし、第 4 章の次に次の 1 章を加える。」

「第 5 章 処分等の求め」

第36条 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する市の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 法令に違反する事実の内容
- (3) 当該処分又は行政指導の内容
- (4) 当該処分又は行政指導の根拠となる法令の条項
- (5) 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由
- (6) その他参考となる事項

3 当該行政庁又は市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。

第4章中第34条の次に次の1条を加える。

（行政指導の中止等の求め）

第35条 法令に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）の相手方は、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした市の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 当該行政指導の内容
- (3) 当該行政指導がその根拠とする法律又は条例の条項
- (4) 前号の条項に規定する要件
- (5) 当該行政指導が前号の要件に適合しないと思料する理由
- (6) その他参考となる事項

3 当該市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、

当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、
当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(秩父市税条例等の一部改正)
- 2 次に掲げる条例の規定中「第33条第3項」を「第33条第4項」に、「第33条第2項」を「第33条第3項」に改める。
 - (1) 秩父市税条例（平成17年秩父市条例第65号）第5条の2第2項
 - (2) 秩父市都市計画税条例（平成17年秩父市条例第66号）第1条の2第2項
 - (3) 秩父市国民健康保険税条例（平成17年秩父市条例第67号）第1条の2第2項

平成27年6月2日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

行政手続法（平成5年法律第88号）の一部改正を踏まえ、市民の権利利益の保護の充実を図るため、行政指導の中止等を求める手続、処分又は行政指導を求める手続等を整備するほか、所要の改正を行いたいため。

議案第 65 号

秩父市介護保険条例の一部を改正する条例

秩父市介護保険条例（平成 17 年秩父市条例第 177 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 項を加える。

- 2 前項第 1 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、25,920 円とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の第 2 条第 2 項の規定は、平成 27 年度以後の年度分の保険料について適用し、平成 26 年度分までの保険料については、なお従前の例による。

平成 27 年 6 月 2 日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

介護保険法施行令等の一部改正に伴い、第 1 号被保険者の介護保険料の保険料率が変更となったため。

議案第 66 号

秩父市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

秩父市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 25 年秩父市条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

目次中「複合型サービス」を「看護小規模多機能型居宅介護」に改める。

本則（第 84 条第 3 項、第 85 条、第 192 条第 10 項、第 193 条第 2 項及び第 194 条を除く。）中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に、「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に、「複合型サービス報告書」を「看護小規模多機能型居宅介護報告書」に改める。

第 7 条第 2 項ただし書中「又は指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 35 号。以下「指定介護予防サービス等省令」という。）第 5 条第 2 項のサービス提供責任者」を削り、同条第 5 項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」の次に「の同一敷地内」を加え、「併設されている」を「ある」に改め、同項第 5 号中「第 83 条第 6 項第 1 号」を「第 83 条第 6 項」に改め、同項第 6 号中「第 83 条第 6 項第 2 号」を「第 83 条第 6 項」に改め、同項第 7 号中「第 83 条第 6 項第 3 号」を「第 83 条第 6 項」に改める。

第 24 条第 2 項中「行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて」を「行い」に改める。

第 33 条第 2 項ただし書中「又は指定夜間対応型訪問介護事業所」を「、指定夜間対応型訪問介護事業所又は指定訪問看護事業所」に、「定期巡回サービス、随時対応サービス又は随時訪問サービス」を「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」に改める。

第 61 条中「営むことができるよう」の次に「生活機能の維持又は向上を目指し」を加える。

第 64 条第 4 項中「前 3 項」を「第 1 項から第 3 項まで」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項の次に次の 1 項を加える。

4 前項ただし書の場合（単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者が第 1

項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に単独型・併設型指定認知症対応型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。

第66条第1項中「、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」を「又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（法第8条第19項又は第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに」に改め、「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「においては施設」を加え、同条第2項中「指定居宅サービスをいう」、「指定介護予防サービスをいう」及び「指定地域密着型介護予防サービスをいう」の次に「。以下同じ」を、「介護保険施設」の次に「（法第8条第24項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）」を加える。

第79条の次に次の1条を加える。

(事故発生時の対応)

第79条の2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定認知症対応型通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 3 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。
- 4 指定認知症対応型通所介護事業者は、第64条第4項の単独型・併設型指定認知症対応型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

第80条第2項第5号中「次条において準用する第41条第2項」を「前条第2項」に改める。

第81条中「、第41条」を削る。

第83条第6項中「指定小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている」を「次の表の左欄に掲げる」に、「当該各号」を「同表の中欄」に改め、「ときは、」の次に「同表の右欄に掲げる」を加え、同項各号を削り、同項に次の表を加える。

当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護療養型医療施設(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。)	介護職員
当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設	看護師又は准看護師

第83条第7項中「により設置される」を「(第192条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)により設置される」に改め、同条第10項ただし書中「第6項各号」を「第6項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄」に改める。

第84条第1項ただし書中「前条第6項各号」を「前条第6項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄」に、「若しくは同一敷地内」を「、同一敷地内」に改め、「含む。」の次に「若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業(同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。)」を加え、同条第3項中「指定複合型サービス事業所」の次に「(第193条第2項に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。)」を加える。

第86条第1項中「25人」を「29人」に改め、同条第2項第1号中「15人」の次に「登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては登録定員に応じて次の表に定める利用定員、」を加え、「、12人」を「12人」に改め、同号に次の表を加える。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

第92条第2項中「行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて」を「行

い」に改める。

第107条中「第83条第6項各号」を「第83条第6項」に改める。

第114条第1項に次のただし書を加える。

ただし、指定認知症対応型共同生活介護事業所に係る用地の確保が困難であることその他地域の実情により指定認知症対応型共同生活介護事業所の効率的運営に必要と認められる場合は、一の事業所における共同生活住居の数を3とすることができる。

第136条を次のように改める。

第136条 削除

第149条第2項第9号を削る。

第152条第4項中「指定介護老人福祉施設」の次に「、指定地域密着型介護老人福祉施設(サテライト型居住施設である指定地域密着型介護老人福祉施設を除く。第8項第1号及び第17項、次条第1項第6号並びに第181条第1項第3号において同じ。)」を加え、同条第8項第1号中「指定介護老人福祉施設」の次に「又は指定地域密着型介護老人福祉施設」を加え、同条第13項中「指定通所介護事業所(」及び「をいう。以下同じ。)若しくは県条例第535条に規定する指定介護予防通所介護事業所」を削り、同条に次の1項を加える。

17 第1項第1号の医師及び同項第6号の介護支援専門員の数は、サテライト型居住施設の本体施設である指定地域密着型介護老人福祉施設であって、当該サテライト型居住施設に医師又は介護支援専門員を置かない場合にあっては、指定地域密着型介護老人福祉施設の入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。この場合においては、介護支援専門員の数は、同号の規定にかかわらず、1以上(入所者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。)とする。

第153条第1項第6号ただし書及び第181条第1項第3号ただし書中「指定介護老人福祉施設」の次に「又は指定地域密着型介護老人福祉施設」を加える。

「第10章 複合型サービス」を「第10章 看護小規模多機能型居宅介護」に改める。

第191条中「(以下「指定複合型サービス」という。)」を「(施行規則第17条の10に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。以下この章において「指定看護小規模多機能型居宅介護」という。)」に改める。

第192条第1項中「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅

介護の」に、「指定複合型サービスを」及び「指定複合型サービス事業を」を「指定看護小規模多機能型居宅介護を」に、「行う複合型サービス」を「行う指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第6項中「行う指定複合型サービス」を「行う指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第10項中「指定複合型サービス事業者が」を「指定複合型サービス事業者（指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス（以下「指定複合型サービス」という。）の事業を行う者をいう。以下同じ。）が」に、「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に改める。

第193条第2項中「指定複合型サービス事業所」の次に「（指定複合型サービスの事業を行う事業所をいう。以下同じ。）」を加える。

第194条（見出しを含む。）中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に改める。

第195条第1項中「25人」を「29人」に改め、同条第2項第1号中「15人」の次に「（登録定員が25人を超える指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、登録定員に応じて次の表に定める利用定員）」を加え、同号に次の表を加える。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

第196条第1項中「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に改め、同条第3項中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改める。

第197条の見出し及び同条第1項中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第2項中「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に、「行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて」を「行い」に改める。

第198条の見出し並びに同条各号列記以外の部分及び第1号から第4号までの規定中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第5号中「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に改め、同条第7号及び第9号中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改める。

第201条第1項中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改める。

第202条第2項中「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に改める。

第203条中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に、「第83条第6項各号」を「第83条第6項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から平成28年3月31日までの間における第7条第2項ただし書及び第152条第13項の規定の適用については、第7条第2項ただし書中「のサービス提供責任者」とあるのは「のサービス提供責任者又は介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号。以下「平成27年改正省令」という。）附則第2条第3号の規定によりなおその効力を有するものとされた平成27年改正省令第5条の規定による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第3号）第5条第2項のサービス提供責任者」と、第152条第13項中「指定通所介護事業所」とあるのは「指定通所介護事業所若しくは県条例附則第3条第4項の規定によりその例によるものとされた平成27年改正省令附則第4条第3号の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行条例の一部を改正する条例（平成27年埼玉県条例第14号）による改正前の県条例第535条に規定する指定介護予防通所介護事業所」とする。

平成27年6月2日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

厚生労働省令の一部改正に伴い、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準について、厚生労働省令で定める基準と同様に改めたいため。

議案第 67 号

秩父市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

秩父市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成 25 年秩父市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 4 項中「前 3 項」を「第 1 項から第 3 項まで」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項の次に次の 1 項を加える。

4 前項ただし書の場合（単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が第 1 項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者に係る指定を行った市長に届け出るものとする。

第 9 条第 1 項中「第 45 条第 6 項第 2 号」及び「第 45 条第 6 項第 3 号」を「第 45 条第 6 項」に改める。

第 10 条第 1 項中「、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」を「又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（法第 8 条第 19 項又は第 8 条の 2 第 15 項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに」に改め、「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「においては施設」を加え、同条第 2 項中「指定居宅サービスをいう」、「指定地域密着型サービスをいう」、「指定介護予防サービスをいう」及び「介護保険施設をいう」の次に「。以下同じ」を加え、「第 45 条第 6 項第 4 号」を「第 45 条第 6 項」に改める。

第 38 条に次の 1 項を加える。

4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、第 8 条第 4 項の単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第 1 項及び第 2 項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

第 45 条第 6 項中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている」を「次の表の左欄に掲げる」に、「当該各号」を「同表の中欄」に改め、「ときは、」の次に「同表の右欄に掲げる」を加え、同項各号を削り、同項に次の表を加える。

当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護療養型医療施設(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。)	介護職員
当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所(指定地域密着型サービス条例第7条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。)、指定認知症対応型通所介護事業所(指定地域密着型サービス条例第72条第1項に規定する指定認知症対応型通所介護事業所をいう。)、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設	看護師又は准看護師

第45条第7項中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第8項中「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改め、同条第10項ただし書中「第6項各号」を「第6項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄」に改める。

第46条第1項ただし書中「前条第6項各号」を「前条第6項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄」に、「若しくは同一敷地内」を「、同一敷地内」に改め、「(指定地域密着型サービス条例第7条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。)」を削り、「含む。)」の次に「若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業(同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。)」を加え、同条第3項中「指定複合型サービス事業所」の次に「(指定地域密着型サービス条例第193条第2項に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。)」を加える。

第48条第1項中「25人」を「29人」に改め、同条第2項第1号中「15人

(」の次に「登録定員が25人を超える指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあっては登録定員に応じて次の表に定める利用定員、」を加え、「、12人」を「12人」に改め、同号に次の表を加える。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

第64条中「第45条第6項各号」を「第45条第6項の表の中欄」に改める。

第66条中「及び第32条から第39条まで」を「、第32条から第37条まで、第38条（第4項を除く。）及び第39条」に改める。

第67条第2項中「行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて」を「行い」に改める。

第75条第1項に次のただし書きを加える。

ただし、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に係る用地の確保が困難であることその他地域の実情により指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の効率的運営に必要と認められる場合は、一の事業所における共同生活住居の数を3とすることができる。

第87条中「第37条から第39条まで」を「第37条、第38条（第4項を除く。）、第39条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成27年6月2日提出

秩父市長 久喜邦康

提案理由

厚生労働省令の一部改正に伴い、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について、厚生労働省令で定める基準と同様に改めたいため。

議案第 68 号

秩父市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

秩父市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成26年秩父市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第11条中「又は」を「及び」に、「若しくは」を「又は」に改める。

第30条第2項第1号中「第32条第13号」を「第32条第14号」に改め、同項第2号エ中「第32条第14号」を「第32条第15号」に改め、同号オ中「第32条第15号」を「第32条第16号」に改める。

第32条中第26号を第27号とし、第18号から第25号までを1号ずつ繰り下げ、同条第17号中「第12号」を「第13号」に、「第13号」を「第14号」に改め、同号を同条第18号とし、同条第16号を同条第17号とし、同条第15号イ中「指定介護予防通所介護事業所（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）第97条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業所をいう。）又は」を削り、「同省令」を「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）」に改め、同号を同条第16号とし、同条中第14号を第15号とし、第13号を第14号とし、同条第12号中「介護予防訪問介護計画（介護保険法施行条例（平成24年埼玉県条例第66号）第478条第2号に規定する介護予防訪問介護計画をいう。）等条例」を「介護予防訪問看護計画書等介護保険法施行条例」に改め、同号を同条第13号とし、同条第11号の次に次の1号を加える。

(12) 担当職員は、介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防訪問看護計画書（介護保険法施行条例（平成24年埼玉県条例第66号）第514条第2号に規定する介護予防訪問看護計画書をいう。次号において同じ。）等条例において位置付けられている計画の提出を求めるものとする。

第32条に次の1号を加える。

(28) 指定介護予防支援事業者は、法第115条の48第4項の規定に基づき、同条第1項に規定する会議から、同条第2項の検討を行うための資料又は情報

の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成27年6月2日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

厚生労働省令の一部改正に伴い、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について、厚生労働省令で定める基準と同様に改めたいため。

議案第69号

秩父市消費生活条例

(目的)

第1条 この条例は、市民の消費生活に関し、市及び事業者の果たすべき責務、消費者及び消費者団体の果たすべき役割等を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、市民の消費者としての権利の尊重及びその自立の支援を図り、もって市民の消費生活の安定及び向上を確保することを目的とする。

(消費者の権利の確立)

第2条 前条の目的を達成するに当たっては、次に掲げる消費者の権利の確立を図ることを基本とするものとする。

- (1) 商品又は役務により生命、身体又は財産が侵されない権利
- (2) 商品又は役務について適正な表示に基づいて選択する権利
- (3) 商品又は役務の取引について、不当な方法から保護され、及び不当な条件を強制されない権利
- (4) 商品若しくは役務又はこれらの取引行為により不当に受けた被害から速やかに救済される権利
- (5) 消費生活に必要な情報が明確かつ速やかに提供される権利
- (6) 消費者の意見が市の施策及び事業者の事業活動に適切に反映される権利
- (7) 消費者教育を受ける機会が提供される権利

(市の責務)

第3条 市は、社会的及び経済的状況に応じた消費生活に関する施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

2 市は、前項の施策の策定及び実施に当たっては、消費者としての市民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、その供給する商品及び役務について、危害の防止、適正な計量及び表示の実施等必要な措置を講ずるとともに、品質その他の内容の向上及び消費者からの苦情の適切な処理に努め、市が実施する消費生活に関する施策に協力する責務を有する。

(消費者の役割)

第5条 消費者は、経済社会の発展に即応して、自ら進んで消費生活に関する知識を修得するとともに、自主的かつ合理的に行動することにより、消費生活の安定

及び向上に積極的な役割を果たすよう努めなければならない。

(消費者団体の役割)

第6条 消費者団体は、消費生活に関する情報の収集及び提供並びに意見の表明、消費者に対する啓発及び教育、消費者の被害の防止及び救済のための活動その他の消費生活の安定及び向上を図るための健全かつ自主的な活動に努めなければならない。

(環境への配慮)

第7条 市は、消費生活が環境の保全に配慮して営まれるよう、知識の普及及び情報の提供を行うとともに、必要な施策を講ずるものとする。

2 事業者は、商品又は役務の提供に当たっては、環境の保全に資するため、再商品化が容易な容器及び包装の使用に努めなければならない。

3 消費者は、商品の選択、使用及び廃棄並びに役務の選択及び利用に当たっては、環境に及ぼす影響に配慮するよう努めなければならない。

(消費者教育の推進)

第8条 市は、消費者が自主性をもって健全な消費生活を営むことができるよう、消費生活に関する知識の普及及び情報の提供を推進するとともに、消費者教育の充実を図るため、必要な施策を講じなければならない。

2 前項の消費者教育は、消費者が修得した知識を適切な行動に結び付けることができる実践的な能力が育まれることを旨として行われなければならない。

(不当な取引行為の禁止)

第9条 事業者は、消費者と取引を行う場合は、次に掲げる行為（以下「不当な取引行為」という。）を行ってはならない。

(1) 次に掲げる不当な方法で契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為

ア 取引の意図を隠して接近し、又は取引に関して重要な情報を提供しないこと。

イ 誤解を生じさせるおそれのある情報を提供すること。

ウ 長時間にわたって執ように取引をするよう勧誘すること。

エ 心理的に不安な状態に陥れて取引をするよう勧誘すること。

オ 電気通信手段を介して一方的かつ大量に広告宣伝等を送信すること。

(2) 消費者に著しい不利益をもたらす不当な内容の契約を締結させる行為

(3) 契約に基づく債務の履行を不当に要求し、又は契約に基づく債務の履行を拒否し、若しくは不当に遅延させる行為

(不当な取引行為に関する調査、指導及び勧告)

第10条 市長は、事業者が不当な取引行為を行っている疑いがあると認めるときは、必要な調査を行うことができる。

2 市長は、前項の調査により事業者が不当な取引行為を行っていると認めるときは、当該事業者に対し、不当な取引行為を是正するよう指導し、又は勧告することができる。

(苦情の処理)

第11条 市長は、事業者と消費者との間の取引に関して生じた苦情の処理のあっせん等に努めなければならない。

(情報の収集及び提供)

第12条 市長は、消費生活に関する情報を収集し、これを消費者に提供するものとする。

(国又は県への要請)

第13条 市長は、前条の規定により収集した情報を分析し、消費生活の安定のため必要と認める事項について国又は県に対し適切な措置を講ずるよう要請するものとする。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成27年6月2日提出

秩父市長 久喜邦康

提案理由

事業者とのあっせん交渉の根拠となる秩父市消費生活条例を制定し、消費者被害の未然防止、被害者の救済等を積極的に行いたいため。

議案第70号

平成27年度秩父市一般会計補正予算（第1回）

平成27年度秩父市一般会計補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 48,866 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 27,955,866 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成27年6月2日提出

秩父市長 久喜邦康

第 1 表 岁入歳出予算補正

1 岁 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
14 国庫支出金		3,414,122	23,164	3,437,286
	2 国庫補助金	800,191	23,164	823,355
15 県支出金		1,773,663	4,962	1,778,625
	2 県補助金	732,261	4,962	737,223
18 繰入金		1,478,290	20,740	1,499,030
	1 繰入金	1,478,290	20,740	1,499,030
歳 入 合 計		27,907,000	48,866	27,955,866

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		4,419,412	3,014	4,422,426
	1 総務管理費	3,798,369	3,014	3,801,383
3 民生費		9,975,741	22,213	9,997,954
	1 社会福祉費	5,045,391	11,593	5,056,984
	2 児童福祉費	3,705,061	10,231	3,715,292
	3 生活保護費	1,206,646	389	1,207,035
4 衛生費		2,336,940	4,962	2,341,902
	1 保健衛生費	936,323	4,962	941,285
7 商工費		653,308	19,710	673,018
	1 商工費	653,308	19,710	673,018
10 教育費		2,348,856	20,740	2,369,596
	2 小学校費	523,345	20,740	544,085
14 予備費		100,993	△21,773	79,220
	1 予備費	100,993	△21,773	79,220
歳出合計		27,907,000	48,866	27,955,866

議案第 71 号

平成 27 年度秩父市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 回）

平成 27 年度秩父市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 122,449 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 27 年 6 月 2 日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 国庫支出金		5,000	2,000	7,000
	1 国庫補助金	5,000	2,000	7,000
歳 入 合 計		120,449	2,000	122,449

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 農業集落排水事業費		63,889	4,000	67,889
	1 総務費	63,889	4,000	67,889
3 予備費		10,000	△2,000	8,000
	1 予備費	10,000	△2,000	8,000
歳 出 合 計		120,449	2,000	122,449

議案第72号

平成27年度秩父市駐車場事業特別会計補正予算（第1回）

平成27年度秩父市駐車場事業特別会計補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳出予算補正」による。

平成27年6月2日提出

秩父市長 久喜邦康

第 1 表 岁出予算補正

1 岁出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 駐車場費		11,594	764	12,358
	1 事業費	11,594	764	12,358
2 予備費		79,565	△764	78,801
	1 予備費	79,565	△764	78,801
歳出合計		91,159	0	91,159

議案第 7 3 号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて議決を求める。

工事名 秩父市役所本庁舎及び秩父宮記念市民会館建設工事（舞台設備工事）
施工箇所 秩父市熊木町 521 番 1 外
請負金額 金 675,000,000 円
請負業者 東京都台東区花川戸二丁目 11 番 2 号
森平舞台機構株式会社
代表取締役 森健輔

平成 27 年 6 月 2 日提出

秩父市長 久喜邦康

提案理由

秩父市役所本庁舎及び秩父宮記念市民会館建設工事（舞台設備工事）の請負契約を締結したいので、秩父市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年秩父市条例第 61 号）第 2 条の規定により提出する。